

『市川市塩浜護岸に関する勉強会』結果概要

1. 開催日時 平成18年8月2日(水) 18:00~20:00
2. 開催場所 葛南地域整備センター 大会議室
3. 参加者 28名(委員6名、一般10名、県市12名)
4. 座長 遠藤茂勝委員
5. 次第
 - 1) 陸側での面的防護方式について
 - 2) 粗朶の活用について
 - 3) 護岸の事例について
6. 概要

1) 陸側での面的防護方式について

これまでの面的防護方式と高知県菜生海岸での被災をきっかけに国土交通省が検討した陸側での面的防護方式について説明した。(別紙-1)

【主な意見】

- ・ 陸域での面的防護として紹介された海岸緊急防災対策事業は区画整理に伴うもので、緊急事業には馴染まない。
- ・ 市川市としては、資料の断面図(後背地を嵩上げて防護)は塩浜護岸の基本断面ではないと理解している。
- ・ 陸側での面的防護は、どうしたら三番瀬に適用できるのか議論していく必要がある。

【遠藤座長】

防災の視点から線的防御をやってきたが、一つの機能を持たせるだけでは限界があり、色々な機能をもたせた面的防御の考え方になってきた。しかし、面的防護の統一された考え方はない。

2) 粗朶の活用について

粗朶等自然材料の活用について、「護岸法先に設置(2案)」、「被覆の一部に設置」、「現地盤に護岸基礎として設置」、「掘削してLWL以下に護岸基礎として設置」の5案を説明した。(別紙-2)

【主な意見】

- ・ 配布資料の補足として、粗朶を法先に設置するのは砂を付けるためである。
- ・ 粗朶を実験的に使用するのはいいが、案の①と②(粗朶等を法先に設置)は、波浪などで破損した場合材料が漂流して漁場に影響を与える恐れがあり注意が必要である。
- ・ 粗朶施工の実績のある若月建設に実験プラン作成を依頼してほしい。
- ・ 最低水位以下の掘削(案の⑤)は考えていない。目標とする再生成物も定まっ

ていないことから、粗朶は長期的な取り組みと考えている。

- ・ 今までの検討を考えると、護岸本体に粗朶を取り込んだものは造れないことが結論である。
- ・ 漁船の航行に支障となることから現在施工中の100m区間での粗朶の実験は無理である。3丁目や市川市所有地などで活用されたら如何か。
- ・ 粗朶の使用にこだわるわけではないが、現在の基本断面で全区間整備することは反対である。

【遠藤座長】

- ・ 護岸構造に粗朶を取り入れるのは工学的な見地から不安定要素となる。
- ・ 安定した護岸に粗朶沈床をどのように取り入れていくか、またどう調和させていくか、それぞれの効果を持つ構造物が成り立ちうるかどうか明確にしておくかないとどちらかの機能が失われる恐れがある。
- ・ 波についても十分検討する必要がある。何を目的とするかを明確にし、それが堤体の安定性を阻害しないかということを考えないと議論は煮詰まらない。
- ・ 粗朶の活用について、現在施工中の区間での使用は難しい。漁業に支障のない場所や試験方法など将来的に取り組む課題であることが確認された。

3) 護岸の事例について

護岸整備に関する国内外の事例について紹介したのち、今後のバリエーション検討の参考とするため、参加者にアンケートを実施した。

アンケート結果：別紙—3